

「現場ニーズに対応する新たな技術（シーズ）」に関する公募 募集要領

1. 公募の目的

本公募は、「i-Construction 推進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）の規約等に基づき、現場において解決したい課題（以下「ニーズ」という。）に対して、その課題を解決できる新たな技術（以下「シーズ」という。）を募集するものである。

2. 公募技術

（1） 対象技術

国土交通省近畿地方整備局管内の事務（管理）所等より収集されたニーズ（別紙－1 及び別紙－2）に対して、解決できるシーズに成り得る可能性のある技術とする。

（2） 応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されていない技術であること。なお、以前に登録されていた技術も対象外とする。
- 2) マッチングの可否についての選定等の過程において、選定等に係わる者（事務局等）に対して、応募技術の概要を開示しても問題がないこと。
- 3) 応募技術を公共事業に活用する上で、関係法令に適合していること。
- 4) 選定された応募技術について、技術概要及び試行結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 「3. 応募資格等」を満足すること。

3. 応募資格等

（1） 応募者

- 1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。
 - ・応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」又は「民間企業」であること。
 - ・応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」又は「民間企業」であること。なお、行政機関（＊1）、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等（以下「行政機関等」という）については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者（受注者）になり難いことから、

自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとする。

(＊1) : 「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

2) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させることができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添1応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法はE-m a i 1とし5MBを超える場合は、電子媒体(CD-R)または紙とし、郵送により提出するものとする。

(2) 提出（郵送）先

〒112-0012 東京都文京区大塚2丁目15番6号（オーク音羽ビル4階）
一般財団法人 先端建設技術センター 研究部 N E T I S グループ 宛
TEL：03-3942-3992
E-m a i 1 seeds@actec.or.jp

5. 公募期間

令和2年10月2日（金）～令和2年10月28日（水）

（最終日は、E-m a i 1による提出の場合、17:00まで受付を行う。郵送により提出の場合は、当日消印有効とする。）

6. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

7. マッチングイベント

提出された応募資料により、ニーズとマッチングの可能性があるシーズについては後日別途通知し、マッチングイベントへの参加を依頼する。

マッチングイベントでは、シーズ応募者において、対象ニーズに対して課題解決の手法やシーズの内容についてプレゼンテーションを実施して頂く予定としている。

8. 個別調整

提案されたシーズについて、ニーズ提案事務（管理）所（以下「ニーズ提供者」という。）及び事務局と協議の上、マッチングの可能性があると判断された場合は、ニーズ提供者、シーズ応募者及び事務局による個別調整を実施し、最終的なマッチングの可能性の可否について確認を行う。

9. 応募結果の通知・公表について

個別調整を経て最終的にシーズとして選定した技術については、下記のとおり選定結果等を通知する。

(1) 選定結果

- ・応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知する。
- ・申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

(2) 選定結果の公表

- ・選定された技術は近畿地方整備局ホームページで公表する。

(3) 選定通知の取り消し

- ・選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。
- ・選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ・選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ・その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

10. 現場試行

シーズとして選定した技術については、原則として、ニーズ提供者の現場において現場試行を実施する。

試行結果は、試行結果報告書に整理して提出するものとする。

試行結果報告書の様式及び試行結果の提出期限は、別途通知する。

11. 費用負担

- (1) 応募資料の作成及び提出に要する費用、現場試行を実施する費用は、シーズ応募者の負担とする。
- (2) 現場試行以外に、ニーズを解決するための試験・調査等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 国土交通省関係者が立会確認を行う場合、立会者に要する費用は国土交通省で負担する。

12. その他

- (1) 応募された資料は、技術選定以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下の通りとする。
 - 1) 問い合わせ先
〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 (大阪合同庁舎1号館)
国土交通省 近畿地方整備局 企画部 施工企画課 新技術担当 宛
TEL : 06-6942-1141 (代表) FAX : 06-6942-4439
E-mail : kkr-matching@mlit.go.jp
 - 2) 期間 : 令和2年10月2日(金)～令和2年10月28日(水)
(土・日・休日を除く平日9:30～17:00までとする。ただし12:00～13:00は除く)
 - 3) 受付方法 : E-mail (様式自由)にて受付する。

本文中の事務局とは、上記12. その他 (4) 1) をいう。